

障害者自立支援法の施行に向けた当面のスケジュール（主なもの）

○国提示 ・ 市町村等の対応

区分	17年	18年			
	12月	1月	2月	3月	4月以降
利用者負担の見直し （福祉サービス、自立支援医療）	・利用者への周知・説明、負担額の見直し手続、利用者負担上限月額の設定等				（施行）
障害程度区分・ ケアマネジメント	○障害程度区分の提示	○1次判定ソフトのインターフェース提示 ○相談支援事業者の指定の考え方の提示	○1次判定ソフトの配布	・市町村審査会委員定数条例制定 ○相談支援事業者の指定運営基準・報酬告示	・準備支給決定（～9月） （申請受付、認定調査、市町村審査会、支給決定） ・指定相談支援事業者の準備指定（～9月）
基準・報酬 （旧体系・新体系）	○基本的な考え方の提示	○サービスごとの基準に関する考え方の提示（旧体系）	○同左（新体系） ○指定運営基準・報酬告示案	○指定運営基準・報酬告示	（旧体系の見直しの施行） ・新体系サービスに係る事業者の準備指定（～9月）
地域生活支援事業	○基本的な考え方の提示（補助金の配分方法等）	○実施要綱案の提示		○実施要綱の通知	○交付要綱の通知
障害福祉計画	○基本的な考え方の提示		○基本指針素案の提示	○基本指針の告示	・施設・事業所の移行希望確認（4月～）
支払システム	18年4月施行分		○システムインターフェース仕様書	○サービスコード表	
	18年10月施行分		○事務処理システム標準仕様		○システムインターフェース仕様書 ○サービスコード表（5月） ・市町村システムの開発（18年度中）
政省令	18年4月施行分		○政令・省令の公布		
	18年10月施行分			○パブリックコメントの実施	○政令・省令の公布
全国課長会議・部局長会議	○障害程度区分 ○サービス内容 ○地域生活支援事業（補助金の配分方法等） ○障害福祉計画 ○18年度予算案	○地域生活支援事業の実施要綱案 ○指定・報酬基準の考え方 ○相談支援事業者の指定の考え方		○地域生活支援事業の実施要綱 ○指定運営基準・報酬告示案 ○基本指針告示案・移行希望確認 ○政省令案	4月以降も随時実施

障害者自立支援法関係自治体施行準備スケジュールモデル

…国からの提示等(予定)

網掛け…都道府県・政令市・中核市のみの事務

区分	施行時期	内容	17年度				18年度				19年度以降				備考	
			12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月
自立支援医療	H18.4月～	国からの提示等	政省令等公布、関係通知発出 「みなし指定」の対象となる医療機関リストの提示 施行事務要領の提示 届知用のポスター等の提示 都道府県に対する相談支援													
		みなし支給認定関係	所得区分・重度かつ継続者の確認、受給者証の交付				施行				支給認定の更新手続				実施主体: ・更生…市町村 ・育成…都道府県・政令市・中核市 ・精神…都道府県・政令市	
		医療機関のみなし指定	指定医療機関のリスト作成				施行				指定の更新手続				実施主体: ・更生・育成…都道府県・政令市・中核市 ・精神…都道府県・政令市	
障害福祉サービス	H18.4月～ H18.10月～	報酬・基準・制度体系関係	報酬骨格の提示(旧体系を含む) 指定運営基準・報酬告示(旧体系を含む)								みなし指定期間(H18.4/1～H19.3/31)の終了					
		利用者負担関係	政省令の公布 所得区分の確認、受給者証の交付 居宅の上乗管理対象者の認定				施行									
		社会福祉法人減免申請し出	事業実施の申し出受理 市町村等に対する情報の提供													
		認定調査員研修会	認定調査員研修講師向け研修 認定調査員研修会の実施												17年度における研修実施者は都道府県・政令市	
		障害程度区分関係	障害程度区分の提示 市町村審査会委員研修講師向け研修				平成18年9月末までの経過措置があるが、遅くとも平成18年5-6月議会までに定数条例を制定し、準備支給決定事務に間に合う時期までに設置									
		支給決定手続関係	事務処理要領・条例参考例提示 市町村審査会の設置準備(条例制定・委員選定・委嘱・研修)～設置				施行				完全施行				都道府県が受託する場合も有り	
		旧居宅系サービス(※1)	みなし支給決定事務(身・知・児) 精神居宅系サービス受給者の支給決定事務				施行				新体系サービスへの移行に係る準備支給決定事務(認定調査・障害程度区分認定・支給決定・受給者証の交付)				※1 居宅介護・行動援護・児童デイ・短期入所・共同生活援助・外出介護・障害者デイ ★外出介護・障害者デイについてはH18.10月以降地域生活支援事業等へ移行	
		新体系サービス(※2)	支給決定手続の提示				施行				新体系サービスの支給申請に対する準備支給決定事務(認定調査・障害程度区分認定・支給決定・受給者証の交付)				※2 18年10月よりサービス利用を開始する場合	
		旧法施設支援(※3)					施行				みなし支給決定事務				※3 18年10月1日時点で身障法、知障法に基づき施設支援を受けて入所している者であって、当該施設が18年10月に新体系に移行しない場合	
		不認可審査会の設置等	事務処理要領・条例参考例提示 条例制定・委員選定・委嘱・研修				施行				新体系への完全移行				実施主体: 都道府県	
事業者・施設の指定	現行居宅サービス事業者	事務処理要領・規則参考例提示 みなし指定事務				施行				指定の更新手続				※1の事業者で、18年4月1日時点で指定等を受けているもの(精神の事業者はみなし指定の範囲を省令で定める。) H18.10以降は、都道府県のみが指定		
	新体系サービスの事業者・施設	事務処理要領・規則参考例提示				準備指定事務				施行				18年10月より参入・移行する場合 H18.10以降は、都道府県のみが指定		
	現行施設	事務処理要領・規則参考例提示				施行				新体系への移行に係る指定事務				※3 18年10月1日時点で身障法、知障法に基づき指定を受けている施設で、18年10月に新体系に移行しないもの H18.10以降は、都道府県のみが指定		
支払システム(国保連)	システムインターフェース仕様等の提示				システムの開発				運用開始				H19.10月から稼働			
補装具	H18.10月～	補装具関係	給付種目の範囲、負担上限の設定、一定所得以上の基準等の提示 政省令の公布				ガイドラインの整備、基準額の改定(告示)、事業者・利用者への周知				施行				H19.10月	
地域生活支援事業	H18.10月～	相談支援事業	事業、事業者指定基準等の具体的な要件の提示 指定運営基準・報酬告示				実施要領提示 相談支援体制の整備・地域自立支援協議会設置				施行				実施主体: 市町村及び都道府県 ・職務(相談支援・コミュニケーション支援・日常生活用具・移動支援・地域活動支援) ・任意事業(居住支援・福祉ホーム・その他) 18年4月から9月は障害者地域生活支援事業で一部実施	
		その他事業	実施要領案の提示 実施要領の提示				事業内容の検討～規定整備～事業者との委託契約～利用者への周知、利用決定等				施行					
障害福祉計画	H18.10月～	新体系サービスへの参入調査					参入調査・移行計画の作成				施行				策定主体: 都道府県、市町村	
		計画の策定	基本指針の提示・告示				サービス必要量の見込み作業等				順次策定(～H19.3月末まで)					
障害児施設サービス	H18.10月～	利用者負担の見直し 施設の指定	事務処理要領の提示 政省令の公布 指定運営基準・報酬告示				所得区分の確認・受給者証の交付 準備指定事務				施行				実施主体: 都道府県、政令市、児童相談所設置市	

※上記のスケジュールは、市町村・都道府県が施行に向けた準備作業として実施すべき主要事項を分野毎に整理し、一覧にしたものである。
 ※施行若しくは完全施行に向けた準備的な事務については整理したものであり、法施行後の恒常的業務については省略している。
 ※それぞれの事務処理期間については、おおよその目安として記載しているものであり、実際の具体的な事務処理スケジュールについては、各自治体の実情に応じて、各自治体毎に設定していただくこととなる。